

（表面）

| 措置内容等報告書<br>(記載例)                  |   |                            |                  |
|------------------------------------|---|----------------------------|------------------|
| (あて先) 一宮市長                         |   | 令和〇年〇月〇日                   |                  |
| 報告者 住所                             |   | 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番地             |                  |
| 氏名                                 |   | 株式会社〇〇<br>代表取締役 一宮 太郎      |                  |
| (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)               |   |                            |                  |
| 電話番号                               |   | 0586 - 00 - 0000           |                  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定      |   | 複数の交付したマニフェストをまとめて記載してもよい。 |                  |
| 登録内容                               | 引渡し年月日  | 令和〇年〇月〇日                   |                  |
|                                    | 登録年月日   | 令和〇年〇月〇日                   | 登録番号 12345678905 |
| 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類                | 1 特別管理産業廃棄物 ( )<br>2 その他の産業廃棄物 (がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)  |                            |                  |
| 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量                | 3 t   |                            |                  |
| 報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日   | ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき（令和〇年〇月〇日）<br>② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき（ 年 月 日）<br>③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、又は第14条の4第13項又は第14条の5第4項（ 年 月 日）<br>④ 法第14条の3の2第3項（ 年 月 日）<br>記載するスペースが足りないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を作成し添付すること。他の欄も同様。また、参考資料として、マニフェストE票のコピー、契約書のコピーなどを添付してもよい。 |                            |                  |
| ※運搬又は処分の受託者                        | 氏名又は名称  | 株式会社〇〇                     |                  |
|                                    | 住所  | 愛知県一宮市〇町〇丁目〇番              |                  |
| △把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法            | マニフェストD票、E票が返却されなかったため、令和〇年〇月〇日に処分業者（株式会社〇〇）へ連絡したところ破産したことが判明。  |                            |                  |
| △生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容 | 現委託契約を解除して当社の廃棄物を引取り、新たな処理業者（株式会社△△）と委託契約して令和〇年〇月〇日に廃棄物を搬出。令和〇年〇月〇日にマニフェストE票の返却にて処分完了を確認。   |                            |                  |

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。  
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
  - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
  - ③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
  - ④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)